

Lゼミ教材は、過去問とLゼミ専用教材である新作の応用問題で構成されます。
過去問と併せて学習することで、学習効果が向上します。

Lゼミの教材制作を統括する
芦田講師が、
教材の注目ポイントを
動画で解説！



過去問

【参考過去問】 令和2年度 特許・実用新案 問題I

- 甲は、新規な化合物 α （以下「発明イ」という。）を発明した。
その後、甲は、化合物 α が抗ウイルス作用を有することを見出し、化合物 α を含有する抗ウイルス剤（以下「発明ロ」という。）を発明をした。
甲は、令和2年（2020年）1月に、請求項1に発明イ、請求項2に発明ロを記載して、日本国に特許出願Xを行った。
一方、パリ条約の同盟国の国籍を有する在外者乙は、甲とは独立して発明イをし、発明イについての最初の出願として、平成31年（2019年）3月に、請求項1に発明イを記載して、特許出願Y1をパリ条約の当該同盟国に行った。
その後、乙は甲とは独立して発明ロをし、令和2年（2020年）2月に、請求項1に発明イ、請求項2に発明ロを記載して、出願Y1に基づくパリ条約による優先権を主張して日本国に特許出願Y2を行った。
ただし、発明ロは、いわゆる当業者が発明イに基づいて容易に発明をすることができたものではないものとする。
以上を前提に、以下の各設問に答えよ。ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとし、各設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。
- (1) 甲は、平成31年（2019年）2月に発明イの内容を、日本国内において一般の研究者を対象にして、口頭で学会発表した（以下「発表a」という。）。この場合、出願Xの審査において、発表aが拒絶の理由の根拠となるか否か、各請求項について説明せよ。
ただし、甲は、出願Xの発明イについて、発表aに基づく発明の新規性の喪失の除外の規定（特許法第30条第2項）の適用に関する手続を完了した。
- (2) 乙は、平成31年（2019年）4月に発明イ及び発明ロの内容インターネット上で一般に対して公開した（以下「論文b」）。出願Xの審査において、論文bが拒絶の理由の根拠となるか適用の有無について言及しつつ、各請求項について説明せよ。
- (3) 出願Y2にパリ条約第4条の優先権が適用されることによる優先権を生じさせるものではなく、甲は出願Xの発明イについて、パリ条約の規定に基づき説明せよ。ただし、出論じる必要はない。

Lゼミ専用教材

問題

- パリ条約の同盟国の国民であり日本国に在住する甲は、新規な化合物 α 及び化合物 β を含有する抗ウイルス剤（以下「発明イ」という。）を独自に発明し、令和7年（2025年）8月に、当該同盟国に発明イに係る正規かつ最先の特許出願X1を行った。その後、甲は、化合物 α 及び化合物 β の混合物に化学反応 γ をさせた抗ウイルス剤（以下「発明ロ」という。）を発明を行った。
一方、日本国民であり日本国に在住する乙は、令和7年（2025年）10月に、独自にした発明イに係る特許出願Y1を日本国に行った。
乙の出願Y1を知った甲は、令和8年（2026年）4月に、請求項1に発明イ、請求項2に発明ロを記載して、日本国に特許出願X2を行うことを考えている。
以上を前提に、以下の各設問に答えよ。
なお、設問(1)～(3)と設問(4)は独立しており、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。また、特許法第36条第6項第2号（いわゆる明確性）の要件は満たしているものとする。
- (1) 甲は、令和7年（2025年）11月に発明イの内容を、日本国内において一般の研究者を対象にして、口頭で学会発表した（以下「発表a」という。）。甲が出願X2を行った場合、当該発表aを引用例として、出願X2に係る発明イに想定される拒絶の理由について説明せよ。
- (2) 発表aを見た研究者丙は、令和7年（2025年）12月に、化合物 β が抗コロナウイルス剤として知られる既知の化合物群と類似の構造を有することから、既知の化合物群で有効な化学反応 γ を化合物 β に適用した抗ウイルス剤を研究論文にまとめ、インターネット上で公開した（以下「論文b」という。）。甲が出願X2を行った場合、当該発表a及び論文bを引用例として、出願X2に係る発明ロに想定される拒絶の理由について説明せよ。
なお、甲は、発表aにおいて、発明イが抗コロナウイルス剤として用いられる可能性について言及していたものとする。
- (3) 甲は、出願X2について特許を受けるために、出願X2をするに際して、どのような手続に留意すべきか、説明せよ。
なお、願書等の記載（特許法第36条）及び手数料の納付（特許法第195条）については考慮しなくてよい。

（次頁へ続く）

2026年向けのLゼミ第一回では、**拒絶理由の基本を学習**すべく、**新規性ととも進歩性判断**について出題しました。

本試験問題では、設問(2)で新規性喪失の例外、設問(3)でパリ優先権の検討が、それぞれ独立した設問として出題されていました。ただ、論文問題において、これらの規定は個別の要件問題として問われるよりも、拒絶理由に対する「解消措置」として問われるケースが多いといえます。そこで、Lゼミでは、これらの規定を**事案解決型の事例問題の中で検討する設題**としました。
本問は、**拒絶理由を認定した上で、その解消措置を答案上どのように構成するかという、基本的な答案構成の型を学び、併せて各規定の要件を適切に検討する演習を意図**しています。